



## 『遺言の新しい制度と 配偶者居住権』

爽風をお読みの皆様、こんにちは。

フジ相続税理士法人の高原誠です。

7月から自筆証書遺言を法務局で保管する制度が始まりましたね。私も今秋、自分の遺言を書いてさっそこの制度を利用するつもりです。

### 自筆証書遺言の欠点を補う 法務局の保管制度

ある程度お年を召して財産内容や遺産分割方針が固まってきた方には、公正証書遺言をおすすめしますが、これから財産内容が変動しそうならば、まずは自筆証書遺言保管制度(以下、保管制度)を利用して自筆証書遺言を作るのも一案だと思います。

保管制度を利用すれば、自筆証書遺言の紛失や隠匿等が防止でき、裁判所での検認も不要となりました。ご自身での保管ができなくなったわけではありませんが、自筆証書遺言ならば保管制度を利用するのが望ましいといえそうです。

保管制度では、持ち込まれた遺言が法律上有効な形式に適合しているか法務局が確認しますので、様式不備で無効となることはないと考えられます。ただし、書かれた内容まで確認するものではありません。

また、保管制度では遺言者本人が法務局に出向く必要があり、代理での申請は認められません。この点で、本人の意思能力(遺言の内容を理解し判断する能力を有していること)が、ある程度確認できると想定されますが、それを保証するものではありません。

相続開始後に遺言作成時の意思能力の有無が争点となるリスクを低減させる点では、公証人が遺言者の意思を確認しながら作る公正証書遺言の方が優れているでしょう。なお、公正証書遺言は公証人に自宅等出張してもらうことも可能です。

### 自筆証書遺言(保管制度を利用)と公正証書遺言の比較

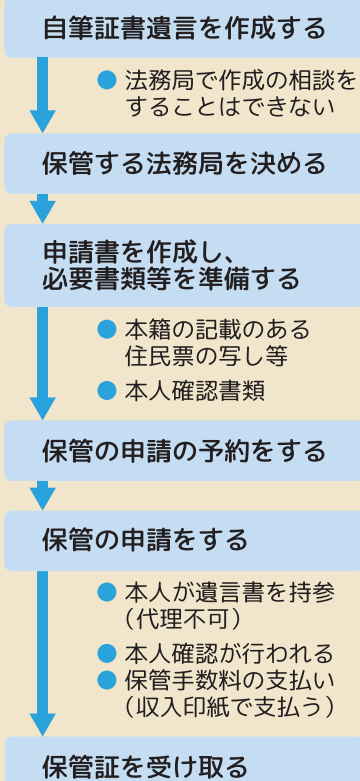
	自筆証書遺言(保管制度)	公正証書遺言
保管場所	遺言者の住所地、本籍地、所有不動産の所在地を管轄する遺言書保管所(法務局)	全国の公証役場(どこでも可)
作成方法	本人が自書(財産目録はパソコンでの作成や資料の添付が可)	本人の意思に基づき公証人が作成
証人	不要	2人以上の立ち会いが必要
外出困難の場合の対応	本人が出頭する必要があるため、利用できない	公証人の出張可(手数料や交通費、日当が必要)
検認*	不要	不要
費用	3,900円	財産規模に応じて数万円~
保管の有無の確認	できる(相続開始後)	できる(相続開始後)
相続開始時の通知の仕組み	あり	なし

\*相続人に遺言の存在および内容を知らせ、偽造・変造を防止するために家庭裁判所で行う手続き

保管制度では、遺言者が亡くなり相続人等が法務局に閲覧請求等をした場合、その他の相続人や受遺者、遺言執行者などに通知がいきます。しかし、これでは誰かが請求しないと通知されないため、もう一つの手段として、保管申請の際に相続人等のうちから1人を指定し、死亡時に遺言書保管の旨を通知するよう設定しておく仕組みが来年度から開始予定です。一方、公正証書遺言には通知の仕組みはありません。



### 自筆証書遺言保管制度 利用の流れ



保管制度でも公正証書遺言でも、

相続人等の利害関係者は、遺言者が亡くなった後に遺言の有無の確認や閲覧、遺言内容を記した証明書等の取得をすることができます。一方、遺言者が存命のうちには、相続人等が遺言の有無を照会することはできません。この点も両者同じです。

保管制度は自筆証書遺言の欠点を補う制度ではありますが、ご自身で遺言を作るという点に変わりはありません。専門家が目を通さないままに書かれた遺言にはかえってトラブルの元となる危険が伴います。紛争防止や税務的な効果を意図するならば、(自筆証書・公正証書を問わず)原案の段階から税理士等の専門家がアドバイザーとして関わるのが望ましいことは申し添えておきます。

### 配偶者居住権と 遺言

さて、このところ遺言が注目されるようになったのは、保管制度の開始や終活意識の高まりもあるでしょうが、もう一つ理由があるように思います。今年4月1日に施行された配偶者居住権制度です。

者居住権の施行日以降に作られた遺言が必要となります。

### 「相続させる」と「遺贈する」 「運動の分かれ道?」

ここで配偶者居住権を遺贈する際の注意点を一つ。口語的には同じような意味にとられがちな「相続させる」「遺贈する」という言葉ですが、遺言では厳密に使い分けられます。「相続させる」は遺産を譲る相手が法定相続人である場合だけに使える文言です。配偶者を含め法定相続人に対しては「相続させる」「遺贈する」の両方使えるわけですが、通常は「相続させる」の方が相続人にとってメリットが多いことから、遺言では基本的に「相続させる」を用います。メリットというのは、例えば、「相続させる」と書かれていたなら譲り受ける人が単独で遺産の名義変更ができるのに対し、「遺贈する」だと他の法定相続人(または遺言執行者)との共同でないとな義変更の手続きができない、といった具合です。しかし、配偶者居住権を遺言で取得させたい場合は「遺贈する」と記す必要があります。

配偶者居住権とは、相続開始時に

配偶者が居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身または一定期間、配偶者に建物の使用を認めるものです。配偶者居住権を設定するのが望ましいといわれているのは、例えば次のようなケースです。

- ①子どものいない夫婦で、配偶者と被相続人の親または兄弟姉妹との遺産分割となるケース
- ②後妻と前妻の子との遺産分割となるケース
- ③相続財産の構成に偏りがある中で遺産分割となるケース

①②は自宅の所有権が配偶者の手に渡らない場合、③は自宅だけで法定相続分を大きく上回ってしまうといった場合に、生活再建力・生活維持力に乏しい配偶者が困窮するのを防ぐ効果があります。

配偶者居住権は遺産分割協議、審判、遺贈で取得することができますが、協議や審判では確実に配偶者が取得できるとは限らないことから、実務的にはもう片方の配偶者(自宅所有者)が遺贈する(遺言によって取得させる)ことが多くなると思われます。遺贈するには、前述の配偶

「相続させる」は遺産の分割方法を指定したと解されますので、仮に配偶者居住権と他の財産を「相続させる」とした場合、配偶者は配偶者居住権だけを放棄することはできません。つまり、配偶者が配偶者居住権の取得を希望しない場合、遺産すべてについての相続の権利を放棄(相続放棄)するほかなくなってしまう。これでは配偶者に配慮したはずの制度が仇とならかねません。そこで、民法は「配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき」に遺言での設定を認めることにしました。遺贈ならば、その部分だけ拒絶することが可能だからです。

こうした細かい点まで言及していると、自己流で遺言を書くことのリスクが実感されるのではないのでしょうか。遺言は、些細な言葉の違いでその効果を発揮できなくなり、反対に非常に効果的にもなりません。せっかくなら自信を持って家族に残せる遺言を作りませんか? 初めて作る方はもちろん、すでに遺言を書いていて配偶者居住権をふまえた見直しをされたい方もぜひご相談ください。